

多子世帯等の保育料負担軽減拡充について

認可保育所等（認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育））に通う0～2歳児クラスお子さんの利用者負担（保育料）については、世帯の状況に応じて次のとおり軽減があります。

世帯の状況	令和7年4月から	令和7年3月まで
市民税非課税世帯	第1子から無償	同左
ひとり親世帯等で 市民税所得割合算額 77,101円未満の世帯	第1子 半額 第2子以降 無償	同左
市民税所得割合算額 57,700円未満の世帯	第2子 半額 第3子以降 無償 <u>※利用施設や 年齢の制限なし</u>	同左
市民税所得割合算額 57,700円以上の世帯		第2子 半額 第3子以降 無償 ※利用施設や年齢 により制限あり

※私設保育施設（藤沢型認定保育施設を含む認可外保育施設）、幼児教育施設の利用者負担（保育料）は、負担軽減の対象となりません。

◇ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯又は障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯、生活保護受給世帯を指します。保育料負担軽減にあたっては、提出書類が必要な場合がありますので、保育課までお問い合わせください。

◇多子世帯（本市では同一生計のお子さんが二人以上いる世帯）の保育料負担軽減は、年齢や利用施設、所得の制限なく、市が世帯の状況を確認して適用するため、原則、手続きは不要ですが、きょうだい別世帯にいる等、市で同一生計であることを確認できない場合、申出書等の提出が必要になりますので、保育課までお問い合わせください。

計算例

父母世帯 (年収が360万円以上)	子ども① 小学生以上	子ども② 私設保育施設 (企業主導型除く) 2歳児クラス	子ども③ 認可保育施設 1歳児クラス	子ども④ 認可保育施設 0歳児クラス
令和7年 3月まで	年齢条件で カウント 対象外	施設条件で カウント 対象外	第1子として カウント (満額徴収)	第2子として カウント (半額徴収)
令和7年 4月から	第1子として カウント	第2子として カウント (負担軽減はなし)	第3子として 計算(0円)	第4子として 計算(0円)